医薬発 1017 第 1 号 令和 7 年 10 月 17 日

都道府県知事 各 保健所設置市長 殿特 別 区 長

> 厚生労働省医薬局長 (公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の 一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の 公布及び施行について(通知)

標記については、本日、別添のとおり公布され、施行することとされたところです。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を 改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(令和7年政令第354号) の内容については下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管下市町村 への周知方よろしくお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第37号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、所要の経過措置を設けること。

第2 改正の内容

1 経過措置

指定濫用防止医薬品の指定については、厚生労働大臣は、改正法附則第1条 第2号に掲げる規定の施行の日(令和8年5月1日)前においても、薬事審議 会の意見を聴くことができるものとすること。(第1条関係)

2 施行期日

1については、公布の日から施行するものとすること。(附則関係)